

# 令和7年度(2025年度) 保育所・認定こども園・ 小規模保育事業・事業所内保育事業 利用申込案内

この案内では、吹田市における保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業（以下、「保育所等」）の利用申込から利用開始までの手続き等についてお知らせします。

利用を希望される方は利用申込案内を確認のうえ、申込を行ってください。

## 電子申込実施中

新規・転所ともオンラインで受付します。

オンライン以外での受付手段はございません。

申込ページはこちら→



## 一斉申込受付期間

令和6年9月27日（金）

～令和6年10月9日（水）

※事前に必要書類の準備をお願いします。

## 申請を始める前に

メールアドレス登録時、こちらから送信する認証メールが、迷惑メールフィルターにより受信できない場合がございますので、迷惑メールの設定を事前に確認してください。



吹田市イメージキャラクターすいたん

吹田市児童部保育幼稚園室入園グループ

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号（低層棟2階）

直通電話 06-6384-1592

# 目次

## 1 令和7年度一斉申込受付について

- 1 受付期間……………1ページ
- 2 受付方法……………1ページ
- 3 申込後に希望園を変更する場合……………1ページ
- 4 保育を必要とする事由の証明書について……………2ページ
- 5 令和6年度中の申込を希望する場合……………2ページ
- 6 相談窓口の予約……………2ページ

## 2 利用申込の流れ

- 1 令和7年4月1日から利用を希望する場合……………3ページ
- 2 令和7年5月以降から利用を希望する場合……………4ページ

## 3 申込にあたって確認しておくこと

- 1 申込可能な保育所等……………5ページ
- 2 保育所等を利用する要件（認定要件）……………6ページ
- 3 保育の必要性の認定区分……………7ページ
- 4 提出書類一覧……………8ページ
- 5 吹田市外の保育所等への利用申込・市外からの利用申込…10ページ
- 6 諸注意……………11ページ
- 7 よくある質問【申込について】……………16ページ
- よくある質問【提出書類について】……………17ページ
- よくある質問【利用調整について】……………18ページ
- よくある質問【その他】……………19ページ
- 8 施設利用料について……………20ページ
- 9 発達支援保育・要配慮保育の申込について……………24ページ
- 10 疾病等を有する児童の申込について……………25ページ
- 11 医療的ケアが必要な児童の申込について……………25ページ

## 4 利用調整基準について

- 1 指数の判定……………26ページ
- 2 加点（減点）の条件……………26ページ
- 3 申込状況に変更が生じた場合……………26ページ
- 4 利用開始後の就労状況の確認……………26ページ
- 5 利用調整基準表……………27ページ

## 5 市内施設一覧

- 1 市内保育所等マップ……………30ページ
- 2 保育所等施設一覧……………31ページ

# 1 令和7年度一斉申込受付について

## 1. 受付期間

令和6年9月27日(金)00:00から令和6年10月9日(水)23:59まで

※上記期間中の利用申込は、一般申込受付分（令和7年1月13日（月）以降）より先に利用調整を行います。

※いかなる理由があっても受付期間内に申請が完了しなかった場合は受付できません。

必要書類の準備や利用申込の申請はお早めにおねがいします。

## 2. 受付方法

### オンライン手続き(電子申込)

なお、吹田市外の保育所等の利用を希望する場合や、吹田市外に住民登録があるが吹田市内の保育所等の利用を希望する場合は、申込方法や必要書類が異なる場合があります。詳しくは、10ページを確認してください。

※1 入力への誤りや提出書類の不備等で、受付できない場合や利用調整上優先度が下がる場合があります。十分確認のうえ、送信してください。

※2 メンテナンスのためにシステムが停止したり、インターネット環境によってはデータをすぐに送信できなかつたりする場合があります。その様な場合でも申込受付には一切考慮できませんので、期日には余裕をもってお申し込みください。

※3 電子申請の受付ができていないかの問い合わせについては回答致しかねます。

送信が完了している場合は送信完了メールが届きますのでそちらをご確認ください。

（事前に迷惑メールフィルターの設定を確認しておいてください）

※4 スマートフォン等をお持ちではない方については、保育幼稚園室に設置されているタブレット端末から申込することができますので、LINEにて事前にご予約のうえ、窓口にお越しください。LINEをご利用できない方については、保育幼稚園室へお電話ください。

利用調整とは、「吹田市保育所等利用調整基準」に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に希望の保育所等に利用の案内を行うことです。詳細は26ページ～29ページを参照してください。

●相談や質問については原則、電話やお問い合わせフォームでの対応となります。

お問い合わせ前に16ページ7. よくある質問 やホームページを確認してください。（AIチャットボットのご活用もおねがいします）  
ホームページへは右側に表示のQRコードからアクセスできます。

【入園総合案内】



## 3. 申込後に希望園を変更する場合

申込受付後に希望する施設を変更する場合、各申込締切日の23:59までに希望施設変更届フォームより申請してください。期限を過ぎての変更は、利用調整に反映することはできず、次回選考分からの取扱いとなりますので注意してください。

例) 一斉申込締切後 → 一般申込選考から 一般申込締切後 → 令和7年5月申込選考から

#### 4. 保育を必要とする事由の証明書について

電子申込時、勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由の証明書の添付がない場合、申請を完了することができません。

そのため、申込時に勤務（内定）証明書や診断書等が準備できない場合は、代わりに**必要書類不足同意書**を添付して申請してください。申込締切日までに追加書類提出フォームより保育を必要とする事由の証明書の提出がない場合は、利用調整上減点をつけて選考します。

また、必要書類不足同意書を添付された場合でも、利用希望月の前月末までに追加書類提出フォームより、保育を必要とする事由の証明書の提出がなければ、受付不可となりますのでご注意ください。（書類不備・不足が解消されるまでは利用調整結果通知書は発行されません）

なお、必要書類不足同意書は保育幼稚園室ホームページより、ダウンロードが可能です。

勤務（内定）証明書や診断書等は、令和7年度利用申込案内が公表された日（令和6年8月27日）以降の証明日のものでしか受付ができません。

そのため、それ以前にご準備いただいた証明書を提出された場合、再提出を依頼させていただきます。

#### 5. 令和6年度中の申込を希望する場合

令和6年度分の利用申込を希望される場合は、令和7年度分及び、令和6年度分のオンライン手続き（電子申込）をそれぞれ申請していただく必要があります。

※ 保育が必要な理由を証明する書類等は、令和7年度申込用の様式でも対応可能です。

令和6年度において令和7年3月入所の利用申込受付は行いません。育児休業の延長手続き等のために3月時点での利用調整結果が必要な場合は、令和7年1月5日（日）23：59 締切の令和7年2月分の利用申込で対応してください。

#### 6. 相談窓口の予約

申込に係る各種相談については、原則、電話かお問い合わせフォームでお願いしているところですが、窓口における相談を希望する場合には、ソーシャルネットワーキングサービス（LINE）を使った相談予約を行ってください。※相談希望日の前日までに予約してください。

予約方法につきましてはホームページの「保育幼稚園室相談窓口の予約」をご確認ください。

右側に表示のQRコードからアクセスできます。  
※HP内の注意事項は必ずご確認ください。

【保育幼稚園室相談窓口の予約】



## 2 利用申込の流れ

### 1. 令和7年4月1日から利用を希望する場合

一斉申込受付

受付  
期間

令和6年9月27日(金)～  
令和6年10月9日(水)

※詳細は利用申込案内『1 令和7年度一斉申込受付について』を  
確認ください。なお、受付期間外は申込の受付ができませんので、  
上記期間を過ぎて申込する場合は一般申込受付期間内に申し込んでください。

保育の必要性の  
認定審査・利用調整

一般申込受付

受付  
期間

令和7年1月13日(月)～  
令和7年2月7日(金)

一斉申込受付分で利用不可となった方は、自動的に  
一般受付分の利用調整の対象となります。

※申込が不要となった場合は必ず取申請をおねがい  
します。

結果の通知

(令和7年1月下旬)

※一斉申込受付分の結果の通知はここ  
で行います。

利用内定

利用不可

保育の必要性の認定審査

面談・健康診断

(令和7年1月下旬)

～3月上旬

辞退等で空きができた場合、一般申込受付分も含めて利用調整

※一般申込受付分の結果の通知はここで行います。(令和7年3月上旬)

利用内定

利用不可

面談・健康診断

(令和7年3月上旬)

～中旬

利用決定・保育料の決定(令和7年3月下旬)

5月以降の利用調整へ

※利用内定となった場合のみ通知します。

利用開始

令和7年2月10日(月)～受付開始

## 2. 令和7年5月以降から利用を希望する場合

申込受付

☆申込締切日は、原則利用開始希望月の前月5日（5日が土日祝日の場合は前開庁日）となります。

利用開始希望月	申込締切日	申請方法	受付時間	
令和7年 5月	令和7年 4月 4日(金)	電子申請	締切日の当日中 (23時59分)まで	
6月	5月 2日(金)			
7月	6月 5日(木)			
8月	7月 4日(金)			
9月	8月 5日(火)			
10月	9月 5日(金)			
11月	10月 3日(金)			
12月	11月 5日(水)			
令和8年 1月	12月 5日(金)			
2月	令和8年 1月 5日(月)			
3月	受付は行いません			育休の延長手続き等のために3月時点での利用調整結果が必要な場合は、2月分に対応してください。

保育の必要性の  
認定審査・利用調整

※年度途中で新規開所の保育所等がある場合は別途締切日を設定する場合があります。

※年度内に一度申請していただければ、利用内定もしくは申込取下されるまで毎月自動的に調整するため、年度中に改めて申請をする必要はありません。

結果の通知

利用内定

利用不可

利用開始希望日	結果の通知時期
1日	利用開始希望月前月の20日頃までに発送

※原則毎月1日からの利用開始となります。

※結果は文書で通知します。

面談・健康診断

利用決定  
保育料の決定

利用開始

利用開始希望月の翌月以降の利用調整へ

※文書で通知するのは、利用開始希望月の結果のみです。

翌月以降は、利用内定となった場合のみ通知します。

## 3 申込にあたって確認しておくこと

### 1. 申込可能な保育所等

保育所等の利用申込フォームで①認可保育所・②認定こども園（保育部分）・③小規模保育事業・④事業所内保育事業（地域枠）の利用申込ができます。対象となる保育所等をよく確認のうえ、申込手続きを行ってください。

なお、受入月齢を満たしていない施設は入力できません。受入月齢を満たしてから「希望施設変更届フォーム」より変更の手続きをしてください。

施設等区分	概要
① 認可保育所	仕事や病気等の事由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。
② 認定こども園 （保育部分）	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 保育部分では、仕事や病気等の事由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。 教育部分の利用については施設に直接申込を行ってください。
③ 小規模保育事業	定員が6～19名の小規模の保育事業です。 本市ではA型（基準上必要な保育従事者が全員保育士資格を有している）のみを実施しています。 受入月齢は2歳児までになります。
④ 事業所内保育事業 （地域枠）	事業主が従業員のお子さまを保育するために設ける施設において、従業員のお子さまと地域のお子さまを同時に保育する事業です。 受入月齢は2歳児までになります。

※施設により受入月齢が異なります。31～34ページ『2. 保育所等施設一覧』を参照してください。

- 認可外保育施設・幼稚園・認定こども園（教育部分）・事業所内保育事業（従業員枠）、企業主導型保育事業の利用申込は各施設で手続きを行ってください。
- 事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業等の利用にあたり、支給認定証が必要な方は、「事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業用支給認定申請フォーム」より申請をお願いします。

## 2. 保育所等を利用する要件(認定要件)

保育所等は、保護者が以下の「保育を必要とする事由（以下、『認定要件』）」に該当する場合、保護者に代わって児童を保育する施設です。「教育のため」や「集団生活を経験させたい」、「下の子の育児に専念したい」などの理由だけでは利用できません。

また、それぞれの認定要件には、保育所等を利用できる期間（認定期間）が決まっています。

### ① 仕事をしている【就労】

（1月あたり実働64時間以上の就労をしている。就労形態は問わない。就労内定を含む。）

認定期間：仕事をしている期間

### ② 出産予定・出産して間もない【妊娠・出産】

認定期間：出産（予定）日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

### ③ 病気やケガをしている、または心身に障がいがある【疾病・障がい】

認定期間：療養にかかる期間

### ④ 病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している【介護・看護】

認定期間：介護・看護に必要な期間

※療育園等への親子通園の場合、週4日かつ1日4時間以上保護者の同行が必要な場合は認定可能。（週3日で6時間、週5日で3時間などの場合は非該当）

### ⑤ 求職活動中（起業準備を含む）【求職活動】

認定期間：仕事を始めるまで（90日間を経過する日の属する月の末日まで）

※利用開始後、上記期間中に1月あたり64時間以上の就労の開始が確認されないと退所となります

### ⑥ 通学している・通学が内定している【就学】

週4日、かつ1日4時間以上就学している。ただし、次のいずれかに該当すること

- ・学校教育法第1条に規定する学校等に在学していること
- ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること

認定期間：在学している期間

### ⑦ その他（災害復旧等）

認定期間：各事由により必要な期間

※①～⑦のほか、保護者の出産や入院時等に利用できる緊急保育、3歳児以上のお子さまを対象とした発達支援保育があります。詳しくは14ページ『6-12 緊急保育の申込』及び24ページ『9. 発達支援保育・要配慮保育の申込について』を確認してください。

上記の要件を満たす等、保育の必要性が認定された場合であっても、利用希望の保育所等に定員を上回る申込があった場合には、利用調整の結果により利用できない場合がありますので、ご了承ください。



## 4. 提出書類一覧

提出書類については、写真やPDF等のデータを電子申込の最後のページに添付して提出してください。

なお、申込締切日までに保育を必要とする事由を証明する書類の添付が間に合わない場合は、必要書類不足同意書を代わりに添付してください。

指定の様式は吹田市ホームページよりダウンロードできます。

【保育所等の利用にかかる書類一覧】



### 4-1 保育を必要とする事由を証明する書類について（保護者全員分が必要）

事由		必要書類	備考
就労 (内定を含む)	雇用型勤務 ※1	勤務（内定）証明書 様式A※2 国の標準様式（簡易版）も 利用可能です。	就労先で証明を受けてください。 複数の就労先で勤務する方は、それぞれの就労先で証明を受けてください。 育休を取得中の方は、育休期間を記載してもらってください。
	自営		保護者が代表者の場合、自身で作成してください。
	内職		業務委託先で証明を受けてください。
出産		母子手帳の写し	分娩予定日の分かるページの写しを提出してください。
疾病・障がい		診断書様式B※2 または障がい者手帳の写し	障がい者手帳の写しは、等級が記載された部分が必要です。
介護・看護		診断書様式B※2 親子通園証明書※3等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）が対象の場合に限ります。
求職活動		なし	勤務を開始することが決定次第、勤務（内定）証明書様式A※2を提出してください。
就学		在学証明書と時間割等	時間割等はタイムスケジュール様式C※2もしくは、自身で作成したもので構いません。
その他（災害復旧等）			保育幼稚園室に問い合わせてください。

※1 雇用主と3親等以内の親族関係がある場合、下記のとおり利用調整します。

雇用元が株式会社等の法人である。	雇用型勤務
雇用元が法人ではないが、自営業中心者としての拳証資料の提出がある。	自営業中心者
雇用元が法人ではなく、自営業中心者としての拳証資料の提出がない。	自営業協力者

自営業中心者の拳証資料は次ページ「その他の必要書類について（該当する場合に提出が必要）」を参照してください。

保護者様から見て「夫婦、曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥・姪、おじ、おば」が3親等となります。

※2 様式 A、様式 B、様式 C は吹田市ホームページよりダウンロードできます。

なお、令和6年8月27日以降の証明日のものでしか受付ができません。

※3 週4日かつ1日4時間以上親子通園されている場合はこちらをご提出ください。

## 4-2 その他の必要書類について（該当する場合に提出が必要）

該当する場合、提出が必須となるもの（提出がなかった場合は受付不可）			
世帯の状況		提出書類	
1	吹田市へ転入予定の場合	市営住宅	市営住宅入居承認書 ※抽選における当選通知のみは不可。
		府営住宅	入居資格審査の合格通知 ※抽選における当選通知のみは不可。
		親族宅	親族が利用希望児童およびその保護者を同居させることに対する同意書 ※1
		賃貸・売買	住居の賃貸借・売買契約書または工事請負契約書（以下「住居の契約書等」という）等 住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。※重要事項説明書は不可。
2	ひとり親世帯に準ずる世帯 ※離婚成立済の方は添付書類不要です。	離婚調停の事実が分かる書類（調停中の場合） ※住民票の分離も必要です。（同一住所での世帯分離は不可）	
該当する場合、提出がなくても申込は可能だが利用調整において減点などの影響が発生するもの ※2			
世帯の状況		提出書類	
1	18歳以上65歳未満の親族が同居しているが、保護者に代わって利用希望児童を保育できない場合（世帯分離していても同居している場合は必要）	該当者の『保育を必要とする事由を証明する書類』8ページ参照 保護者と同等の認定要件が必要です。6ページ『2 保育所等を利用する要件（認定要件）』参照。	
2	同居者に身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がいる場合	該当者の障がい者手帳等 ※3	
3	申込児童を利用希望月前に認可外保育施設等（職場内託児所・企業主導型保育施設を含む）に1月あたり64時間以上預けている場合（育児休業を除く）	認可外保育施設等在園証明書 様式E	
4	保護者が自営業中心者で、勤務実態が明らかである場合	開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書、業務に関する資格証等	
5	自営業で、居室内労働のうち危険物を取り扱う職種（大型機械、薬品、火器、刃物等）の場合	開業届、営業許可証、危険物取扱者免状等	
6	保護者が吹田市内の認可保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合	保育士証・看護師免許証	
7	保護者が吹田市内の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合	幼稚園教諭免許状	
8	単身赴任先が近畿圏内の場合	単身赴任先の住居の契約書等	
9	令和6年1月1日時点で吹田市に住民登録がない（令和6年1月2日～令和7年1月1日の間に吹田市へ住民登録を行った）	8月入園 申込まで	転入前の市区町村で発行される令和6年度住民税課税（非課税）証明書（住民税決定通知書・源泉徴収票は不可）または令和5年1月～令和5年12月の海外での収入を証明するもの ※3
	令和7年1月1日時点で吹田市に住民登録がない（令和7年1月2日以降に吹田市へ住民登録を行った）	9月入園 申込から	転入前の市区町村で発行される令和7年度住民税課税（非課税）証明書（住民税決定通知書・源泉徴収票は不可）または令和6年1月～令和6年12月の海外での収入を証明するもの ※3
10	転所申込者で市内転居予定の場合	転居予定先の住居の契約書等 住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。※重要事項説明書は不可。	
該当する場合、利用者負担額（保育料）の決定に影響が発生するもの			
世帯の状況		提出書類	
1	利用児童と住民登録上、別世帯に生計を一にするさようだがおり、多子軽減判定の対象となる場合	21ページ 8-1-5 保育料の軽減 1-①を確認してください。	
2	利用希望児童の弟または妹が療育園等を週4日かつ1日4時間以上利用している場合（21ページ 8-1-5 保育料の軽減 1-②参照）	通園証明書等在園の事実が分かる書類	

※1 指定の様式はありません。同居させる親族ご本人が作成をお願いします。

※2 利用調整における影響については利用調整基準表を参照してください。

※3 提出がない場合、利用調整以外に利用者負担額（保育料）の決定に影響が出ることがあります。

## 5. 吹田市外の保育所等への利用申込・市外からの利用申込

### 5-1 吹田市内に住民登録のある方（吹田市外の保育所等の利用を希望する場合）

① 利用希望開始日の前月末までに、吹田市外へ転出する予定がある場合

必要書類	提出期限	申込方法・場所
・申込先市区町村が求める書類	申込先の市区町村の申込締切日の <b>10 開庁日前まで</b>	保育幼稚園室へ郵送申込 (吹田市の電子申込は利用不可)

② 利用希望開始日の前月末までに、吹田市外へ転出する予定がない場合

必要添付書類	申請期限	申込方法
・申込に必要な書類（8～9ページ） ・その他申込先市区町村が求める書類	申込先の市区町村の申込締切日の <b>10 開庁日前まで</b> (吹田市内の保育所等を含めて希望される場合、吹田市の締切日と申込先の市区町村の締切日の10開庁日前のどちらか早い方)	吹田市の電子申込フォーム (保育所等の利用申込フォーム)

※申込締切日および必要書類等は、あらかじめご自身で申込先の市区町村に確認してください。

※FAXによる相手先への送付、速達書留等での対応は行いません。

※利用の可否については、保育所等の所在地の市区町村が決定するため、吹田市が利用調整を行うことはありません。

※市外施設の利用可能期間は令和8年3月31日までとなります。令和8年度も引き続き利用を希望される場合は、再度申込が必要となります。

### 5-2 吹田市外に住民登録のある方（吹田市内の保育所等の利用を希望する場合）

① 利用希望開始日の前月末までに、吹田市に転入する予定がある場合

必要添付書類	申請期限	申込方法
・申込に必要な書類（8～9ページ） ・吹田市に転入することが分かる書類 (下記を確認してください)	吹田市の申込締切日	吹田市の電子申込フォーム (保育所等の利用申込フォーム)

※利用希望月の前月末までに吹田市に転入することが確定している場合に限り、吹田市民と同様の利用申込受付を行います。吹田市への転入予定があることを証する書面として、住居の契約書等の写し（住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。重要事項説明書は不可）を提出してください。なお、利用開始希望月の前月末までに吹田市への住民票の異動が確認できない場合は内定取消となります。

※転入後は必ず保育幼稚園室まで連絡ください。

※令和7年度4月一斉申込のみ、申込受付期間中に住居の契約書等が提出できない場合、「転入誓約書（様式F）」を必ず提出してください。なお、「転入誓約書（様式F）」を提出された場合でも、住居の契約書等は令和6年11月29日（23：59）までに追加書類提出フォームにて必ず提出してください。

② 利用希望開始日の前日までに、吹田市に転入する予定がない場合

必要書類	提出場所・期限
・住民登録のある市区町村の様式 (吹田市の電子申請は利用不可) ※ <b>6-13（15ページ）</b> に該当する場合は別途必要書類があります。	場所：住民登録のある市区町村へ申込 期限：吹田市の申込締切日までに届くように、住民登録のある市区町村へ申込（住民登録のある市区町村を通じて吹田市に提出する必要があるため）

※吹田市外に住民登録がある方の施設利用可能期間は令和8年3月31日までとなります。令和8年度も引き続き利用を希望される場合は、再度申込が必要となります。

※市外からの利用申込については、申込時の市区町村から転出した時点で取消となります。転出後も吹田市内の施設の利用を希望される場合は、改めて利用申込が必要です。

## 6. 諸注意

### 6-1 利用希望施設について

最大で第15希望まで希望できます。

利用調整は希望施設として申請していただいた施設でのみ行います。 空きのある施設に後から市があっせんすることはありません。

また、希望される保育所等の数により、利用調整上優先度が変わることはありません。

そのため、第1希望のみで申請された場合でも、第15希望まで入力し申請された場合でも、利用調整において優劣はありません。

### 6-2 転所申込を行う場合

転所希望の方が利用内定となる場合、在籍していた施設に戻ることはできませんので注意してください。（在籍していた施設に出る空きに別の方を案内するため。）

市内転居予定であっても、申込締切日までに転居予定先の住居の契約書等の写し（住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。重要事項説明書は不可。）の提出がない場合、自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する際の加点はつきません。

なお、転所申込をされた方も、在園中の保育所等の継続に関する手続き（現況届フォーム）をオンラインで申請していただく必要があります（令和6年8月下旬自宅へ案内送付予定）。申請の際、保育が必要な理由を証明する書類は転所申込分と同じものでも構いませんが、現況届にも添付していただく必要があります。

**育児休業取得中の方・発達支援保育枠の方は、転所申込はできません。**

ただし、下のお子さまの育児休業取得中の方であっても利用内定後に育児休業期間を短縮して復職できる場合は、上のお子さまの転所申込が可能です。利用開始月の翌月1日までに復職していない場合は、退所となりますのでご注意ください。

### 6-3 令和7年度クラス年齢について

保育所等のクラスについては、下記の表のとおりとなります。年の途中で誕生日を過ぎても、クラス年齢は変わりません。

クラス	生年月日		
5歳児	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日
4歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日
3歳児	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日
2歳児	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日
1歳児	令和5年4月2日	～	令和6年4月1日
0歳児	令和6年4月2日	～	※

※0歳児クラスは施設によって受入月齢が異なるため、必ず事前に確認をお願いします。

#### 6-4 きょうだい同時に利用申込をする場合

利用希望開始日時時点で兄弟姉妹が吹田市内の認可保育所等に利用申込中（転所申込含む）の場合、きょうだい同時入所選考区分（A・B・C・総当たり）を選択していただく必要があります。

A：きょうだいで同じ月に同じ保育所に入所することを希望し、きょうだいの1人でも未入所の場合、きょうだい全員を未入所とします。

B：きょうだいで同じ保育所に入所することを希望します。ただし、同じ保育所で入所できない場合は、きょうだいそれぞれ希望順位に沿って入所可能な保育所に入所します。また、きょうだい全員が入所できない場合でも、1人のみ入所可能であれば入所します。  
※育児休業中の方については一人でも利用開始となった場合、利用開始月の翌月1日までに復職する必要があります。

C：きょうだいそれぞれ希望順位に沿って入所可能な保育所に入所します。また、きょうだい全員が入所できない場合でも、1人のみ入所可能であれば入所します。  
※育児休業中の方については一人でも利用開始となった場合、利用開始月の翌月1日までに復職する必要があります。

**総当たり**：上記ABCいずれにもあてはまらないため、希望の入所組み合わせパターンを全て記載した「きょうだい希望方法申出書」を添付します。※

※こちらを添付される場合でも、きょうだい希望方法申出書に記載する全ての希望施設を、電子申込内の希望施設に入力する必要があります。

#### 6-5 出産予定のある世帯の利用申込について

原則、出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の利用希望申込からは妊娠・出産認定要件での申込が必要となります。

ただし、保育施設を利用開始後、両親ともにその入所月の半数（15日）以上就労することが可能な場合は、就労認定要件での利用申込が可能となります。

なお、内定後・入所後に就労できない場合は内定取消・退所となります。

例）令和7年6月1日出産予定で、令和7年4月から利用申込し、令和7年4月から入所となった場合

→入所できた際に入所月（4月）において、半月（15日）以上就労することができる場合は、就労認定要件での申込が可能となります。

#### 6-6 出産予定児の申込

申込の際には母子手帳の分娩予定日の分かるページの写しを提出してください。（分娩予定日の記入漏れがないようご注意ください）また、出産後は必ず保育幼稚園室にご連絡ください。新生児の名前等の聞き取りをさせていただきます。ご連絡がない場合は利用調整結果通知を送付できませんので注意してください。

なお、保育所等にお子さまを預けることができるのは産後休暇明け（産後8週間）からです。ただし、就労を理由に申込をしている方で、利用希望日時時点で産後6週間を経過しており、母体の健康に支障がないと認められる旨の診断書の提出があった場合、公立の保育所及び認定こども園（はぎのきこども園）に限り産後6週間からの入所申込ができます。

実際の出産日が、令和7年2月4日（産後6週間の場合は令和7年2月18日）以降になった場合は、令和7年4月1日からの利用申込の対象外となります。

## 6-7 育児休業明けの申込

利用開始月の翌月1日までに育児休業から復職する必要があります。

例) 4月利用開始→5月1日までに復職 5月利用開始→6月1日までに復職

育児期間が利用希望開始月の翌月1日より長く認められている場合でも、育児期間を短縮して復職できる場合は申込可能です。ただし利用開始月の翌月1日までに復職していない場合は、退所となります。

※利用開始月の翌月1日が公休日の場合でも、復職日は翌月1日までにしていただく必要があります。

※派遣労働等で育休中の方は、育休取得前と同じ派遣先もしくは同条件以上の派遣先での復職が必要です。就労条件が変更になる場合は内定取消、退所となる場合があります(詳細は26ページ)。

### 【育児休業加点について】(※28ページ項番15)

- 「保育所等の利用申込フォーム」での申請時に育児休業の取得欄にて、「**している(する予定)**」を選択された方を対象に加点の可否を判断いたします。
- **入所月の前月中に育児休業を取得している方が加点対象となります。**  
(例：4月入所希望の場合、前月3月1日時点で育児休業を取得している方)
- **育児休業加点については、育児休業対象児童が満2歳を迎えた翌月の入所分までが対象となります。**(例：育児休業対象児童が令和5年1月5日生まれの場合、令和7年2月入所分まで加点対象)

## 6-8 他の申請者より優先度を下げて選考を希望される場合

利用申込の際、下記①②の利用調整方法のどちらかを選んでいただくことになります。

- ① 保育所等への入所を希望しており、通常の利用調整をしてほしい  
→ 申込いただいた内容を基に、通常通りの利用調整を行います。
- ② 育児休業の延長が可能のため、利用調整において減点され、他の申請者よりも後の順位付けとなることに同意する

→ 申込いただいた内容を基に、通常通り指数を付けた後、大幅な減点を付けて選考します。また、こちらを選択されている期間については、利用調整指数が同点の場合の優先順位の適用基準 A「当初利用希望日から経過期間が長い方」の経過期間には含まれません。

※②の方法で申込いただいても、希望施設に空きのある場合、内定が出る可能性があります。内定を辞退された場合は以後の調整で不利になります。

※令和7年度中は申込が継続されますので、令和7年度中に利用調整方法を変更する場合は、各選考月の締切日までに「利用調整希望申立書」の提出が必要になります。様式は吹田市ホームページよりダウンロードできます。「利用調整希望申立書」を「その他変更届フォーム」より申請してください。

### 【雇用保険法施行規則の一部改正について】

令和7年4月以降、育児休業給付金の期間延長の取扱いが変更となります。それに伴い、利用条件や必要書類等についても変更が生じていますが育児休業の延長手続きに関する質問について、本市では一切回答できません。事前に就労先またはハローワークに必ず確認してください。

※他の申請者よりも優先度を下げての選考を希望したことにより、育児休業の延長が認められなかった場合でも本市は一切の責任を負いかねますのでご留意ください。

## 6-9 時間短縮勤務・育児時間を取得する場合

就労時間の算定根拠は休憩時間を含む雇用契約上の就業時間であり、時間短縮勤務・育児時間等の取得の有無は問いません。ただし、時間短縮後の1月あたりの実働時間（休憩時間を除く）が120時間未満の場合は、時間短縮後の時間を元に利用調整を行います。

時間短縮勤務を検討されている方は、「保育所等の利用申込フォーム」の「時間短縮勤務」の欄に必ず短縮後の勤務時間を入力してください。また、時間短縮勤務取得前と取得後で休憩時間が変わる場合につきましては申込フォームの最後にあります「申請に関して特記事項があれば入力してください。」の欄に取得後の休憩時間を必ず記載してください。

例1) 雇用契約上：週5日、9：00～17：00（休憩1時間）の勤務

時間短縮後：週5日、9：00～15：00（休憩1時間）の勤務

→「1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である」の指数を付けます。

特記事項への記載は不要。

例2) 雇用契約上：週5日、9：00～17：00（休憩1時間）の勤務

時間短縮後：週5日、9：00～16：00（休憩1時間）の勤務

→「1月あたりの就労時間が160時間以上である」の指数を付けます。

特記事項への記載は不要。

例3) 雇用契約上：週5日、9：00～17：00（休憩1時間）の勤務

時間短縮後：週5日、9：00～15：00（休憩なし）の勤務

→「1月あたりの就労時間が160時間以上である」の指数を付けます。

特記事項に「時間短縮勤務取得後は休憩時間が0分に変更」と記載が必要。

## 6-10 在園中の認定こども園、保育所への利用申込について

下記の申込に該当する場合は27～29ページ『5. 利用調整基準表』の世帯共通項目番号11の加点に該当します。

申込される際は、通園中の施設に利用希望申込を行うことを事前にお伝えください。

- 認定こども園の教育部分(1号認定)に在園中の児童が同じ施設の保育部分(2号認定)へ利用申込する場合
- 発達支援枠で保育所に在園中の児童が同じ施設の通常保育枠へ利用申込する場合

## 6-11 ならし保育について

利用開始前のならし保育は実施していません。利用開始後のならし保育の期間は施設により異なるため、利用内定施設と調整してください。

## 6-12 緊急保育の申込

保護者の出産や入院等の緊急事由が生じたことで、家庭での保育ができない場合、期間を限って保育所等を利用することができます。

「緊急保育の利用申込フォーム」から電子申込を行ってください。

緊急事由に該当するのは以下の場合です。

- ・病気や出産のため保護者が入院する場合
- ・同居の親族が入院したため、保護者が常時その介護・看護にあたる必要がある場合
- ・その他特別な事情がある場合（保護者の死亡、拘禁、行方不明等）

### 6-13 吹田市外に住民登録のある方の申込について

利用希望時点で吹田市に転入する予定がない場合、住民登録のある市区町村を通して利用希望をする必要があります。(詳細10ページ 5-2②)

この場合、吹田市民の利用調整後に、入所枠に空きが生じている場合にのみ入所が可能となります。

ただし、保護者が吹田市の私立の認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業）に勤務する保育士・保育教諭・看護師である場合に限り、吹田市民と同様の利用申込受付をします。

なお、上記内容を希望される場合は申請時に、必ず保護者の勤務証明書（吹田市内の保育所等の勤務先が明記されたもの）と、保育士証の写しを添付してください。

### 6-14 個人番号（マイナンバー）の提出

利用者負担額（保育料）の決定等の事務において、自治体は個人番号（マイナンバー）の利用が可能です。制度の主旨を理解のうえ、個人番号カード（マイナンバーカード）の写し及び本人確認書類の提出にご協力ください。なお、これらの書類は、A4サイズの紙に写しを貼り付け、右肩に申込児童の氏名、生年月日、第1希望園を記載して保育幼稚園室まで郵送にて提出してください。

※オンライン手続きでの提出はできませんのでご注意ください。

### 6-15 内定辞退・利用申込の取下げをする場合

「内定辞退・利用申込の取下げフォーム」から電子申込を行ってください。

なお、辞退や取下げの取りやめはできません。十分検討のうえ、手続きを行ってください。

内定辞退した方は、以後1年間の利用調整で不利になります。

詳細は、26～29ページ『4 利用調整基準について』を確認してください。

例) 令和7年4月入所内定を辞退した場合⇒令和8年4月入所申込まで該当

また、次のような場合には利用申込取下げの申し出が必要です。

- ・4月の転所を希望していたが転所不可だったため、5月以降の転所は希望せず、在籍中の施設を継続することに決めた
- ・4月の入所を希望していたが利用不可だったため、幼稚園に入園を決め、保育所等への入所希望がなくなった
- ・市外に転出することになった
- ・求職活動をする予定がなくなった

なお、取下げ後、再度利用を希望する場合は改めて申込手続きが必要です。

## 7. よくある質問

### 【申込について】

Q1. 利用申込をしようと思っておりますが、早く申込した方が入所しやすくなりますか。

A1. 保育所等の利用の決定は、先着順ではありません。締切日までに申込された方を対象に保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し利用調整を行います。

Q2. 利用不可となりましたが、改めて申込をしないといけませんか。

A2. 申込は令和8年3月31日まで有効ですので、令和7年度の申込については改めて行う必要はありません。

なお、保育の希望がなくなった場合は必ず利用申込の取下げ手続きを行ってください（詳細は15ページ『6-15 内定辞退・利用申込の取下げをする場合』）。

Q3. 現在、育休を取得しています。申込（転所申込含む）は可能ですか。

A3. 利用内定後に育休期間を短縮し、利用開始月の翌月1日までに復職できる場合は、就労要件で申込が可能です。

Q4. 転所申込の場合、内定後に取下げや辞退はできますか。

A4. 転所申込の方が利用内定となる場合、同時に在籍していた施設に出る空きに別の方を案内するため、在籍していた施設に戻ることはできません。十分に検討のうえ、申込を行ってください。

Q5. 申込後、申込状況に変更が生じた場合、手続きは必要ですか。

A5. 利用申込手続き以降に世帯状況等に変化があった場合は、速やかに電子申請にて変更の手続きをしてください。内容により、追加の手続きや書類の提出が必要となる場合があります。

（ホームページへは表紙に表示しているQRコードよりアクセスできます）

また、電話やお問い合わせフォーム、窓口でのご連絡・ご相談のみでは利用調整に変更後の内容を反映させることが出来ません。申込内容の訂正や書類の提出等が必要であるにもかかわらず、お手続きのない場合は利用調整上不利となる場合がありますのでご留意ください。

内定・利用開始後に勤務先が変わっているなど申込内容と異なることが判明した場合や、連絡が遅れた、又は連絡がなかった場合、内定取消や退所となる場合があります。

Q6. 利用希望施設の変更は電話やメールでできますか。

A6. 電話やお問い合わせフォームでの変更は受け付けていません。

「希望施設変更届フォーム」から電子申込を行ってください。

Q7. 申込時に、受入月齢が満たない施設も希望していいですか。

A7. 利用希望月時点（令和7年4月からの利用希望の場合は令和7年4月1日時点）で受入月齢を満たしていない施設は入力できません。受入月齢を満たしてから「希望施設変更届フォーム」にて変更の手続きをしてください。

Q8. きょうだいで申込を検討しているのだが、同時入所選考区分はどれに当てはまるのですか。

A8. 〈パターン①〉 きょうだいで同じ施設・入所月で入所希望だが、それが不可の場合は別々の施設でもよいが、**必ず同じ入所月**で希望をする場合

→同時入所区分「**総当たり**」となります。

〈パターン②〉 きょうだいで同じ施設・入所月で入所希望だが、それが不可の場合は**別々の施設および、入所月**で希望をする場合

→同時入所区分「**B**」となります。(きょうだいの1人だけ内定となる場合もございます)

〈パターン③〉 きょうだいで**同じ施設・入所月関係なく**、それぞれ利用希望施設の順番通りに希望をする場合

→同時入所区分「**C**」となります。(きょうだいの1人だけ内定となる場合もございます)

(詳細はP12ページ 『6-4きょうだい同時に利用申込をする場合』)。

Q9. 幼稚園との併願はできますか。(3歳以上の児童)

A9. 可能です。幼稚園の申込方法については、公立園の場合は電子申請となりますので、吹田市保育幼稚園室ホームページの「幼稚園等の利用申込(教育部分)」をご確認ください。私立園の場合は施設により申込期間・方法が異なりますので、希望される各施設へ直接ご確認ください。

## 【提出書類について】

Q1. 準備が間に合わない書類があっても、申込はできますか。

A1. 保育を必要とする事由の証明書については、「**必要書類不足同意書**」を記載のうえ添付して申請してください。

転入を証明する住居の契約書(転入予定の場合)、母子手帳の写し(出産予定児の申込の場合)、離婚調停中の事実が分かる書類(調停中の場合)もしくはその他ひとり親の証明は、申込時にデータの添付がないと申込フォームの送信ができませんのでご注意ください。

**提出書類の詳細については、8~9ページを、吹田市外の保育所等を申込する場合や吹田市へ転入予定で申込される場合は10ページも必ずご確認ください。**

Q2. 添付書類の不足・不備等がある場合は、連絡をもらえますか。

A2. 常時多数の申込があり、申込締切日までに全ての申込を確認することはできないため、**個別に連絡をすることはできません。**

Q3. 勤務(内定)証明書等の証明日が3か月前の日付ですが、有効ですか。

A3. 勤務(内定)証明書等の有効期間は概ね6か月程度としています。

ただし、一斉申込受付に限り、**令和6年8月27日以降の証明日**のものでしか受付ができません。これらを踏まえ、状況により再提出をお願いする場合があります。

Q4. きょうだい同時に申込をしますが、申込はそれぞれ必要ですか。

A4. 児童ごとの申込が必要です。お手数ですが1人目の申請を完了した後に再度同じフォームで申込してください。

Q5. 両親のうち一方が単身赴任（海外赴任）をしていて別居している場合でも、両親分の勤務（内定）証明書等が必要ですか。

A5. 両親分の勤務（内定）証明書等が必要です。海外赴任の場合も同様です。

Q6. 現在高校3年生（申請時には17歳）の親族と同居中ですが、必要書類はありますか。

A6. 利用希望開始月初日時点で18歳以上65歳未満の同居親族がいる場合、保育が必要な理由を証明する書類の提出がなければ、減点の対象とします。

例) 平成19年5月1日生まれの兄が同居。令和7年5月申込をする場合。

申請時には17歳→令和7年5月1日時点では18歳のため、保育が必要な理由を証明する書類の提出が必要となります。

Q7. マイナンバーの本人確認書類は誰の分を用意すればよいですか。

A7. 保護者分のみで構いません。

例) 父・母・子の世帯→父と母の分が必要です。

Q8. 課税証明書の提出は必要ですか。

A8. 提出がなくても受付は可能です。ただし、期日までに提出がない場合は、29ページ『5. 利用調整基準表』の適用順位Eの基準において最も優先度の低いものとして審査します。

Q9. 同じ園で1号から2号に切り替えを希望する場合、どのように申込すればよいですか。

A9. 新しく入所される方と同じように「保育所等の利用申込フォーム」から電子申込を行ってください。

また、現在通われている園に2号に切り替え希望であることを事前にお伝えください。

## 【利用調整について】

Q1. 保育の必要性を認定する「支給認定証」が届いたら保育所等に入れると考えてよいですか。

A1. 支給認定証は、保育の必要性があると認められた証明です。入所の可否は利用調整を行ったうえで判定するため、保育の必要性があると認められ認定証が届いた状態であっても、利用調整の結果により利用できない場合があります。

Q2. 自分の指数は何点になりますか。

A2. 指数については、提出された申込書類を基に、市の担当職員が利用調整会議を行い決定します。

そのため、結果確定前に指数をお答えすることはできません。ご自身の指数については、27～29ページ『5. 利用調整基準表』を参考にしてください。

Q3. 内定を辞退した場合、その後の利用調整で不利になりますか。

A3. 内定を辞退した場合は以後の利用調整で1年間減点が付きます。

例) 令和7年4月からの利用内定を辞退した場合 ⇒ 令和8年4月選考まで減点適用  
詳細は、27～29ページ『5. 利用調整基準表』を確認してください。

Q4. 現在、育休中で復帰後は時短勤務予定です。時短勤務をすることで指数に影響はありますか。

A4. 時間短縮後の1月あたりの実働時間（休憩時間を除く）が120時間以上であれば、短縮前の雇用契約上の就業時間で利用調整を行います。120時間未満の場合は、短縮後の就業時間をもとに利用調整を行います。

時間短縮勤務を検討されている方は、「保育所等の利用申込フォーム」の「時間短縮勤務」の欄に必ず短縮後の勤務時間を入力してください。また、時間短縮勤務取得前と取得後で休憩時間が変わる場合につきましては申込フォームの最後にあります「申請に関して特記事項があれば入力してください。」の欄に取得後の休憩時間を必ず記載してください。

短縮後の勤務時間が未定の場合、予定している勤務時間の中で1番短い時間を入力してください。ただし、利用調整は入力いただいた勤務時間で行いますので注意してください。内定後、申請された勤務時間より短い時間での勤務になる場合、内定取消または退所になる場合があります。

Q5. きょうだい同時に内定したが、ひとは幼稚園に行かせるため内定を辞退し、申込を取下した場合、もうひとりの児童の内定に影響はありますか。

A5. 内定が出た後に児童ひとりの内定辞退+取下をした場合、27～29ページ『5. 利用調整基準表』の世帯共通項目項番6「兄弟姉妹が保育所等を利用中または利用申込中の場合」が適用できなくなるため、辞退していない児童も内定取消となる場合がありますので注意してください。

## 【その他】

Q1. 公立と私立の保育所等で何か違いはありますか。

A1. 利用申込方法・利用調整・基本の利用者負担額（保育料）に違いはありません。保育方針・雰囲気・保育時間・延長保育料・給食費などの諸経費等は、施設ごとに異なります。詳しくは、各保育所等に直接問い合わせてください。

Q2. 内定通知をもらったら、入所決定と思ってよいですか。

A2. 利用内定＝入所決定ではありません。利用内定後から利用開始までの間に面談と健康診断が受けられなかった場合や、申請段階で重篤なアレルギーや病気、障がい、発達の遅れ等の申し出がなく利用内定後に判明した場合等、内定が取消になる場合があります。

Q3. 保育の利用調整結果通知書（保留）以外に、利用不可通知のようなものはもらえますか。

A3. 未利用確認書（公印なし）の依頼があれば発行しています。

【未利用確認書の記載内容】

- ・利用申込日、当初利用希望日
- ・児童名、生年月日
- ・いつ時点で保育所等を利用できていないかという日付（未来日付では発行できません）  
例）令和7年5月1日時点で保育所等を利用できていないという未利用確認書を依頼したい場合  
⇒令和7年5月1日以降の依頼であれば発行可能です。

## 8. 施設利用料について

### 8-1 利用者負担額（保育料）

#### 8-1-1 保育料の概要

保育料は、お子さまの年齢や保育の必要性、世帯の所得（市町村民税額を算出根拠とする）に応じて決定します。なお、市町村民税額は、税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等）を適用する前の税額となります。

保育料は、4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当該年度の市町村民税額により算定します。

【保育料算定切替のイメージ（令和7年度の場合）】

4月 5月 6月 7月 8月	9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
令和6年度市民税課税状況で算定 (令和5年中の収入)	令和7年度市民税課税状況で算定 (令和6年中の収入)

※海外で収入がある場合は、吹田市で課税状況が確認できないため、海外での収入を確認できる書類の提出が必要です。

保育料は、利用する施設が公立か私立かを問わず、一律です。

ただし、認定こども園千里山グレース幼稚園については、保育料とは別に特定負担額（上乗せ徴収）の設定があります。詳しくは施設に直接お問い合わせください。

#### 8-1-2 保育料の支払先

利用する施設によって、下記のとおり支払先が異なります。なお、保育料を各施設等に直接支払う場合であっても、保育料の算定は、市が行います。

施設・事業所の種別	支払先
市内の公立保育所・公立認定こども園・公立小規模保育事業所 市内・市外の私立保育所	吹田市
市内・市外の私立認定こども園・私立小規模保育事業所・ 事業所内保育事業所	各施設・事業所
市外の公立保育所・公立認定こども園	施設所在の各市区町村

#### 8-1-3 祖父母等と同居している場合の保育料

祖父母等と同居している場合で父母（またはひとり親）が以下のいずれかに該当する場合は、利用児童のいる世帯の生計が父母（またはひとり親）の収入によって成り立っていると認め、父母（またはひとり親）の市町村民税額を保育料の算定基準とします。

- 父母（またはひとり親）の保育料決定となる年の収入が合わせて100万円以上の場合
- 祖父母等の保育料決定根拠となる年の収入が300万円未満となる場合
- 父母（またはひとり親）の当該年の収入が2か月連続して月額84,000円以上あることが、給与明細等及び預金通帳で確認できる場合

#### 8-1-4 その他の経費

3歳児以上は、別途給食費を徴収します。

また、延長保育料や行事費などの実費負担等の諸経費は、施設ごとに異なります。詳しくは、施設に直接お問い合わせください。

#### 8-1-5 保育料の軽減

##### 1 多子軽減

保護者と生計を一にする全ての子をきょうだいとしてカウントし、第2子以降の保育料を無料とします。

##### 【多子軽減の備考】

##### ①別居等により住民登録が別世帯となっている子がいる場合

住民登録上は別世帯（例：別世帯の祖父母宅で生活しているなど）ですが、生計を一にしている子であれば、きょうだいのカウントに含めることが可能です。保育所等のオンライン手続きのHP内にごさいます「利用者負担額算定における生計を一にする別居親族に関する申出入カフォーム」より下記の書類を提出して下さい。

●戸籍事項全部証明書

●同一生計であることを証明する資料（仕送りの実態がわかる通帳など）

※資料が不明な場合は保育幼稚園室までお問い合わせください。

##### ②児童福祉施設等※を弟又は妹が利用している場合

所定の申請手続きを行えば、多子軽減が適用される場合がありますので、保育幼稚園室にご相談ください。

※児童福祉施設等とは、児童福祉施設（杉の子学園、わかたけ園、吹田療育園等）、児童発達支援施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設を指します。

##### ③世帯の収入を確認できない場合

税が未申告等の理由により、保育幼稚園室で世帯の収入（市町村民税額）を確認できない場合は、保育料の階層区分（22ページ参照）をD13階層（最高階層）とし、第2子は半額（[ ]内の額）、第3子以降は無料として決定します。また、きょうだいのカウント方法が一部異なります。

##### 2 ひとり親世帯等の軽減

ひとり親世帯や在宅障がい者世帯で、世帯の市町村民税が77,101円未満の場合は、保育料は無料となります。

#### 8-1-6 市町村民税額または世帯状況等に変更がある場合

令和7年度の保育料について修正申告等により保育料決定の根拠となる年の市町村民税額に変更がある場合は、令和8年3月31日(火)までに保育幼稚園室へ申し出てください。税務署や市町村民税担当課に手続きされた場合でも、保育幼稚園室に変更内容の連絡をい  
ただかないと保育料を変更できませんので、注意してください。

また、当初申請があった内容から世帯状況等に変更（婚姻・離婚等）があった場合は、すみやかに保育幼稚園室へ申し出てください。後日、当該変更が判明した場合は、遡って保育料が変更になります。

# 令和7年度（2025年度）2号、3号認定子どもに係る利用者負担額（保育料）について

[対象施設：保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業]

階層区分		本市の利用者負担額（保育料）					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税のうち 均等割のみの課税世帯	6,800	6,700	0	0	0	0
	（うち、ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
D1	48,600円未満	8,200	8,100	0	0	0	0
	（うち、ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
D2	48,600円以上 58,000円未満	10,000	9,900	0	0	0	0
	（うち、ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
D3	58,000円以上 67,000円未満	12,800	12,600	0	0	0	0
	（うち、ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
D4	67,000円以上 97,000円未満	16,400	16,200	0	0	0	0
	（うち、77,101円未満かつ ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
D5	97,000円以上 103,000円未満	19,600	19,300	0	0	0	0
D6	103,000円以上 140,000円未満	24,600	24,200	0	0	0	0
D7	140,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500	0	0	0	0
D8	169,000円以上 257,000円未満	42,000	41,300	0	0	0	0
D9	257,000円以上 301,000円未満	51,200	50,400	0	0	0	0
D10	301,000円以上 335,000円未満	59,200	58,200	0	0	0	0
D11	335,000円以上 397,000円未満	67,200	66,100	0	0	0	0
D12	397,000円以上 472,000円未満	77,200	75,900	0	0	0	0
D13	472,000円以上	87,200 [ 43,600 ]	85,800 [ 42,900 ]	0	0	0	0

※ 利用児童の年齢は、4月1日の前日の年齢により区分します。

## 【留意事項】

- 1 保育料算定のもととなる市町村民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、特別税額控除等の税額控除をする前の税額となります。
- 2 多子軽減については、保護者と生計を一にする全ての子をきょうだいとしてカウントし、第2子以降の保育料を無料とします。
- 3 多子軽減の詳細等については、21ページ（8-1-5）をご覧ください。
- 4 ひとり親世帯や在宅障がい者世帯で、世帯の市町村民税が77,101円未満の場合は、保育料は無料となります。
- 5 月途中から保育所等の施設を利用した場合や月途中で退園した場合、保育料は日割り計算します。
- 6 この利用者負担額表は、現時点での予定であり、国基準の変更等により、階層区分・金額等が変更になる場合があります。

## 8-2 幼児教育・保育の無償化

国の幼児教育・保育の無償化施策により、3歳から5歳まで【3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学前までの3年間】のお子さまが無償となります。また、吹田市独自の施策により0歳から2歳まで【3歳になった後の最初の3月31日まで】の第2子以降のお子さまの保育料が無償となります。

私学助成幼稚園・認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）等の無償化を受ける際には「子育てのための施設等利用給付制度」の手続きが必要です。

**※延長保育料、通園送迎費、行事費、教材費等や特定負担額（上乗せ徴収）は無償化の対象外です。**

**給食費（食材料費）については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることを踏まえ、無償化の対象外となります。**主食費（パン・ごはん）・副食費（おかず・おやつ）ともに直接施設（吹田市立の施設に通う場合は吹田市）にお支払いください。

**なお、0歳から2歳までのお子さまの給食費は、保育料に含まれています。**

また、年収360万円未満相当世帯のお子さま<sup>※1</sup>と第3子以降のお子さま<sup>※2</sup>は、**副食費が免除となります。**対象となる方については、市から保護者へお知らせします。また施設にも市から免除の対象となることを通知しますので、対象となる方は**主食費のみ**をお支払いください。

※1 副食費の免除対象者の判定は、毎年4月と9月に行います。課税状況により年度途中から免除対象又は免除対象外となる場合があります。また、判定のために必要な税申告がされていない場合は免除対象外となりますのでご注意ください。

【令和7年度の場合】

4月～8月	9月～3月
令和6年度の市町村民税課税状況で判定 (令和5年中の収入)	令和7年度の市町村民税課税状況で判定 (令和6年中の収入)

※2 小学校就学前のきょうだい（認可保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育事業・障がい児通所施設等を利用するお子さまに限ります）から数えて第3子以降のお子さまが対象です。

## 9. 発達支援保育・要配慮保育の申込について

発達に課題があり、保育所等で支援が必要なお子さまは下記の「①発達支援保育」や「②要配慮保育」を利用することができます。集団保育が可能で、日々保育所に通所できることなど、利用条件があり、実施施設も限られています。また利用申請に際し、別途「発達支援保育・要配慮保育実施申込書」が必要です。申請をお考えの方は、必ず下記担当までご連絡ください。

吹田市役所 保育幼稚園室 保育・幼稚園グループ 06-6384-1568

### ① 発達支援保育

発達の支援を要する3歳児以上のお子さまが、就労等の保育を必要とする事由がなくとも、集団保育を行うことで児童の発達を促すことを目的として、保育所等の利用申請ができます。

ただし、保育短時間（月～金のみ8時間）、申請時期は一斉申込受付の時期のみで、年度途中の申請はできません。申請後に適否判断と利用調整を行います。

専門職による巡回相談等により適切な保育環境に近づけ、児童の発達を援助します。

利用期間は1年間で、利用の継続を希望する場合は、再度利用申請が必要となります。

実施している施設は、下の表をご参照ください。

### ② 要配慮保育

就労等の保育を必要とする事由で保育所等を利用希望の原則3歳児以上のお子さまで、保育所等の生活において発達の支援を必要とする場合に利用申請ができます。

申請後に適否判断と利用調整を行います。

専門職による巡回相談等により適切な保育環境に近づけ、児童の発達を援助します。

状況によって、加配保育士が配置される場合もあります。

実施している施設は、下の表をご参照ください。

表：①②を実施している施設

		発達支援保育				要配慮保育	
公 立	保育園		○	公 立	保育園		○
	幼保連携型 認定こども園	1号	×		幼保連携型 認定こども園	1号	○
		2号	○			2号	○
	幼稚園型 認定こども園	1号	×		幼稚園型 認定こども園	1号	×
2号		×	2号	○			
私 立	保育園		園による	私 立	保育園		園による
	幼保連携型 認定こども園	1号	×		幼保連携型 認定こども園	1号	園による
		2号	園による			2号	

なお、私立保育所等での実施をご希望の場合は、必ず実施の有無を直接保育所等へご確認ください。また、私立小規模保育事業・事業所内保育事業・企業主導型保育施設（認可外保育施設）では実施していません。

## 10. 疾病等を有する児童の申込について

保護者の就労等の事由で保育所等の利用を希望される方で、今までに入院経験のあるお子さま、入院経験はなくても、疾病や早産、低出生体重児（2500g未満）などで現在も1年に1回以上の継続的な通院があり、治療・経過観察（※1）が必要なお子さまはご相談ください。必要に応じて「児童用主治医意見書（※2）」が必要となります。

疾病等の状態が安定し、保育所等での集団保育が可能であることを確認したうえ、安全な保育の提供に向け検討を行います。

希望施設の入力の際は、必ず希望施設にお子さまの疾病、保育上の配慮が必要な場合はその内容を伝え、受入れ状況を確認し記入してください。

※1 アレルギー性疾患（鼻炎、結膜炎、喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等）は対象外。心疾患、繰り返すけいれん、てんかん、口唇口蓋裂等の口腔疾患、ネフローゼ症候群、その他小児慢性特定疾患等に該当する疾患が対象。

※2 「児童用主治医意見書」は吹田市ホームページからダウンロードできます。

## 11. 医療的ケアが必要な児童の申込について

保護者の就労等の事由で保育所等の利用を希望される方で、医療的ケア（※1）が必要なお子さまはご相談ください。医療的ケアに関する書類（※2）が必要となります。

病状や医療的ケア等の状態が安定し、保育所等での集団保育が可能であることを確認したうえ、安全な保育の提供に向け検討を行います。

希望施設の入力の際は、必ず希望施設にお子さまの疾病、医療的ケアの内容を伝え、受入れ可能か確認し記入してください。

なお、入所においては、お子さまを受入れることのできる保育環境が整うまで、もしくはお子さまの状態が安定するまで、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

※1 医療的ケアの内容：経管栄養（経鼻留置管、胃ろう等）、吸引（口腔内・鼻腔・気管切開部）、吸入、酸素吸入、導尿、人工肛門の管理、血糖測定 等

※2 必要な書類は保育幼稚園室の窓口で配布します。

9 発達支援保育・要配慮保育の申込、10 疾病等を有する児童の申込

11 医療的ケアが必要な児童の申込について詳しくは、下記担当へ問い合わせてください。

・吹田市役所 保育幼稚園室 保育・幼稚園グループ 06-6384-1568

## 4 利用調整基準について

保育所等の利用にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に希望の保育所等に利用の案内を行うものです。

そのため、利用調整を行うにあたり、保護者の就労状況・世帯状況等を正確に把握する必要があります。以下の利用調整上の注意点に十分留意し、必要な書類の準備をお願いします。

### 【重要】

- 申込内容は利用調整の公平性を担保するため、申込時の状況を入所後3か月間は維持していただく必要があります。申込後に勤務先が変わっている、就労時間が短くなっているなど申込内容と異なることが判明した場合は、内定取消や退所となります。ただし、変更後の状況の指数でも内定を維持できる場合は、この限りではありません。変更が発生した場合は速やかに保育幼稚園室へご連絡ください。
- 保育所等の利用にあたっては、保護者の世帯状況や就労状況等に基づいて、利用調整を行っています。第三者へ申込を相談・依頼することによって、保育所等の利用調整が有利になることは一切ありません。

#### 1. 指数の判定

指数の判定にあたっては、申込締切日までに提出されている保護者の保育が必要な理由を証明する書類（勤務（内定）証明書、診断書等）を基に、利用調整会議を経て判定します。

ただし、指数については雇用形態や給与体系、雇用主との関係（親族関係の有無）等を考慮し、総合的に判断して決定しますので、必ずしも申請した状況で採点が行われるものではありません。

#### 2. 加点(減点)の条件

利用調整基準表の調整指数は、必要書類の提出があった方を対象に適用となります。

調整指数の加点・減点に関する書類の提出がない場合、調整指数適用の条件を満たさないため、注意してください。

詳細は利用申込案内『4 提出書類』（8～9ページ）及び『利用調整基準表』（27ページ～29ページ）を参照してください。

加点(減点)の条件に関する書類の提出を保育幼稚園室からお願いすることはありません。自身で確認のうえ申ししてください。

なお、書類を提出した場合でも利用調整において、指数の適用が認められない場合があります。

#### 3. 申込状況に変更が生じた場合

利用申込手続き以降に世帯状況・就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園室までご連絡ください。内容により、追加での聞き取りや書類の提出をお願いする場合があります。

書類の提出期限に間に合わない場合、利用調整上不利になる可能性があります。

申込状況の変更があるにもかかわらず、保育幼稚園室にご連絡がなかった場合、申請状況に変更がないものとして取扱います。

#### 4. 利用開始後の就労状況の確認

就労を理由に保育所等の利用を開始した方は、利用開始後に「就労状況確認書」の提出が必要です（対象者には別途所定の様式を送付し、提出期限をお知らせします）。

## 5. 利用調整基準表

【父の基本指数】＋【母の基本指数】＋【調整指数】＝【利用調整指数】  
 ※ひとり親世帯の場合は、基本指数の最高点を加点します。

※利用調整指数が同点の場合、申込案内29ページの決定基準に沿って利用調整を行います。  
 ※なお、利用調整基準は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

項番	保護者の状況			基本指数
	類型	細目		
1	就労	雇用型勤務	1月あたりの就労時間が160時間以上である	40
			1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	36
			1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	32
			1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	28
			1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	24
		自営中心者 非雇用型勤務	1月あたりの就労時間が160時間以上である	36
			1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	32
			1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	28
			1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	24
			1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	20
		自営協力者	1月あたりの就労時間が160時間以上である	32
			1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	28
			1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	24
			1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	20
			1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	16
		内職	1月あたりの就労時間が120時間以上である	20
1月あたりの就労時間が64時間以上120時間未満である	16			
2	出産	出産又は出産予定日の前後各8週間以内の必要な期間（多胎妊娠の場合は前14週間前）		24
3	疾病 障がい	疾病	常時安静 長期にわたり常時安静・入院を伴う病気療養	40
			通院加療 長期にわたり安静・通院加療を要する	28
		障がい	重度 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級（取得予定含む）	40
			中度 身体障がい者手帳3・4級、療育手帳B1、精神障がい者保健福祉手帳2級（取得予定含む）	28
4	介護 看護	病気	入院 長期にわたり同居親族の入院付き添いにあたる	32
			在宅での 介護・看護 寝たきり等、居宅において同居親族を常時看護	28
		障がい	同居親族の看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	20
			療育施設等への 親子通園	週20時間以上の親子通園
		週16時間以上20時間未満の親子通園		28
		5	災害	家庭の災害
6	その他	就学 (職業訓練を含む)	週30時間以上の就学	32
			週20時間以上30時間未満の就学	28
			週16時間以上20時間未満の就学	24
		高齢	高齢で保育が困難	40
求職活動中	保護者が求職活動中の場合	12		
7	その他市長が認める上記要件に類する状態にあること			

## (世帯共通項目)

項番	世帯の状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数	
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の提出	+2	
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(親族以外の同居人がいる場合や事実婚等は除く)	ひとり親世帯	離婚調停の事実がわかる書類(調停中の場合)、住民票の分離	+16	
3	両親の死亡・離別・行方不明・拘禁等により、両親以外の養育者に養育されている	両親以外が保護者である世帯	捜索願の受理証明書、拘禁証明書等の提出	+8	
4	父母のいずれかが長期間他の土地で就労等により常時家庭にいない(単身赴任・専門病院での入院治療等)	左記該当の世帯	勤務(内定)証明書と住居の契約書(単身赴任先が近畿圏内の場合のみ)の提出	+8	
5	申込児童を認可外保育施設等(職場内託児所・企業主導型保育施設等を含む)に1月あたり64時間以上預けている※項番15との重複不可	保育の認定要件により認可外保育施設等に預けられている児童	認可外保育施設等在園証明書の提出(認可施設利用開始の前々月までに退所している場合は対象外)(育児休業中で利用をしている場合は対象外)	+2	
6	兄弟姉妹が保育所等を利用中または利用申込中の場合	左記該当の世帯	利用(申込)施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業の場合	+8	
7	申込児童以外に小学6年生までの児童がいる場合	1人	左記該当の世帯	—	+1
		2人以上	—	+2	
8	多胎育児を行っている場合	2人	左記該当の世帯	入所希望児童が多胎児の場合	+1
		3人以上	—	+2	
9	自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合	転所希望申込の児童	利用施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業の場合	+2	
10	吹田市内の特定地域型保育事業の卒園児(利用申込のあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。)	地域型保育事業の卒園児童	卒園までの在籍期間が半年以上	+16	
11	在園中の認定こども園、保育所に利用申込をする場合(14ページ[6-10]参照)	左記該当の児童	証明不要	+16	
12	親族等が世帯の児童を保育できる状態にあると認められる場合	65歳未満の同居祖父母がいる世帯	同居祖父母(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合	-4	
		祖父母以外の65歳未満の同居親族がいる世帯	祖父母以外の同居親族(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合	-2	
13	利用内定を辞退した場合	利用内定を辞退した児童	利用希望月から起算して過去1年以内の利用調整で内定辞退した実績がある場合	-8	
14	利用申込締切日時点で児童(過去に在籍していたきょうだいも含む)の保育料滞納が累積で6か月分以上ある場合	保育料滞納実績がある世帯	—	-12	

## (就労に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
15	育児休業から復職する場合※項番5との重複不可(父母の両方が育児休業から復職する場合も+2のみ)	保護者が育児休業を取得している世帯	勤務(内定)証明書等、育児休業取得中であることがわかる書類の提出	+2
16	自営業の勤務実態が明らかである場合	自営業中心者である保護者	開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書の写し等の提出	+4
17	居宅内労働の場合(大型機械、薬品、火器、刃物等の危険物を取扱う職種の場合を除く)	自営業で、かつ就労拠点が居宅内の保護者	勤務(内定)証明書、開業届(自営)等の提出	-2
18	保護者が吹田市の保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合 ※項番19との重複不可	左記該当の保護者	保育士証、看護師免許の提出	+12
19	保護者が吹田市の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合 ※項番18との重複不可	左記該当の保護者	幼稚園教諭免許状の提出	+4

## (就学に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
20	通信制大学・通信教育に在学している場合	左記該当の保護者	—	-2

## (重複要件に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
21	重篤な疾病がある場合 ※項番22・23との重複不可	基本要件が「疾病・障がい」以外の保護者	指定難病・特定慢性疾患医療受給者証等の提出(治療に要する期間が今後半年以上であること)	+4
22	中度以上の障がいがある場合 ※項番21・23との重複不可	基本要件が「疾病・障がい」以外の保護者	障がい者手帳等の提出	+4
23	同居親族または別居祖父母の介護・看護を行う必要がある場合 ※項番21・22との重複不可	基本要件が「介護・看護」以外の世帯	同居親族の場合「診断書」 別居祖父母の場合「診断書及び介護保険被保険者証(要介護1以上)または障がい者手帳等(中度以上)」	+4

利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準

利用調整指数が同点のときは、順位が決まるまで以下の基準をAからEの順にあてはめて利用調整を行う。

適用 順位	基準
A	当初利用希望日からの経過期間が長い方
B	保護者の基本指数の合計が高い方（母子家庭又は父子家庭の場合は基本指数+40点）
C	保護者に重度の心身障がいがある、または兄弟姉妹に障がい児のいる世帯 申込児童が身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持しているか、若しくは同程度の障がいがあると認められる場合（申込児童に適切な保育提供が可能な保育所等に限る。）
D	利用調整を行う保育所等において希望順位の高い方
E	市区町村民税所得割額の低い方

（備考）

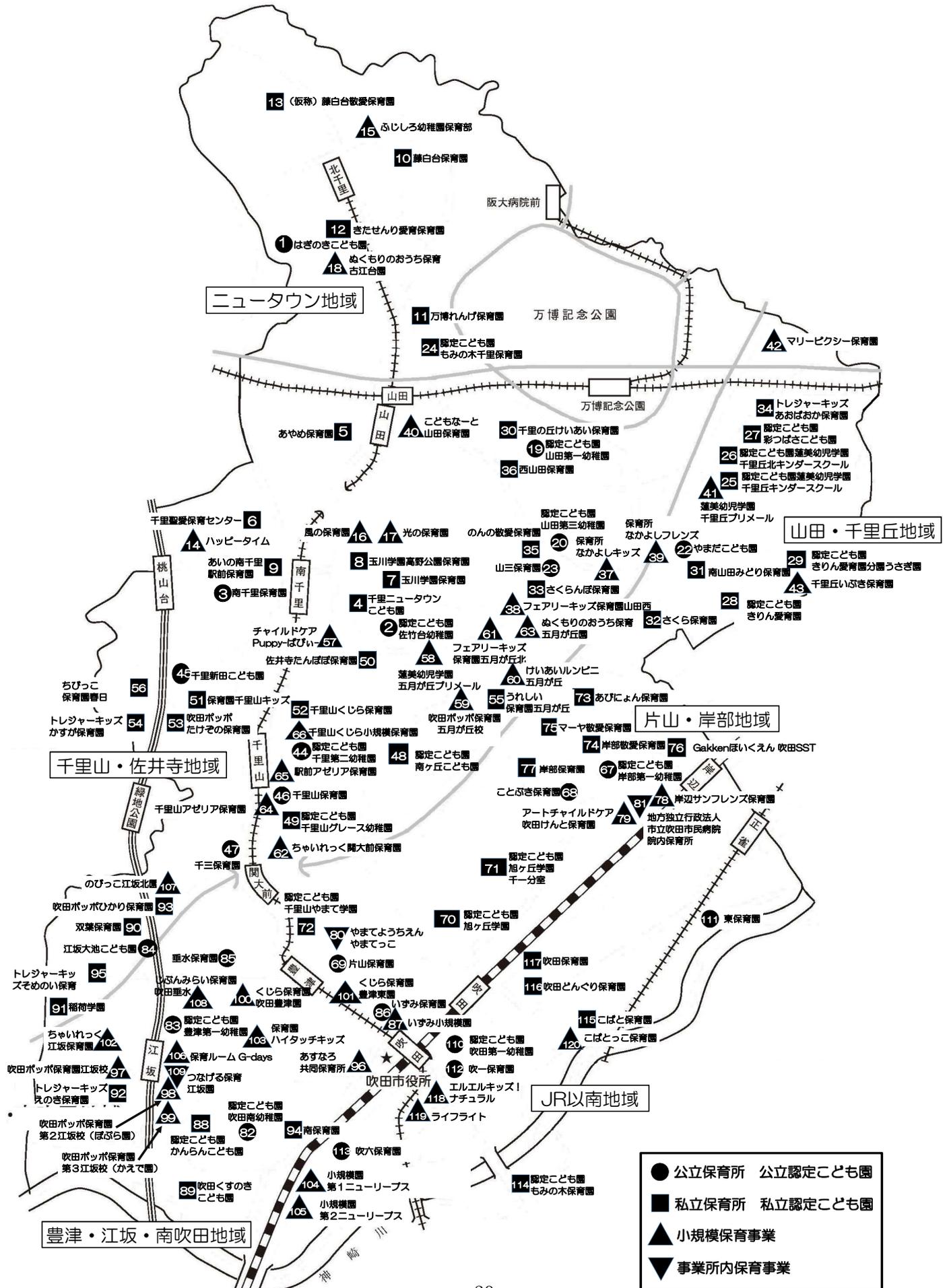
- ※ 就労時間の算定根拠は雇用契約上の就業時間であり、時間短縮勤務・育児時間等の取得の有無は問わないものとする。  
（休憩時間を含む。）  
**ただし、時間短縮後の一月あたりの実働時間（休憩時間を除く）が120時間未満の場合は、時間短縮後の就労時間を基に利用調整を行うこととする。**
- ※ 保護者ごとの基本指数の合計に調整指数を合算して、当該世帯の利用調整指数とする。ひとり親の場合は基本指数に40点を加算した値を基本指数とする。ただし、指数については保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査する。
- ※ 保護者の基本指数について、2項目以上に該当する場合は、保護者の申請する要件を基本指数とする。
- ※ 物理的に不可能な重複要件の場合、利用調整会議において指数の適用が認められないことがある。
- ※ 保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、基本指数から40点を減することができるものとする。  
（求職活動を理由とする申込は除く。）
- ※ 特定地域型保育事業の卒園児が、現に利用する施設が設定する連携施設の利用を希望する場合は、優先利用できるよう調整するものとする。（ただし、連携施設が設定する卒園児の受入枠の範囲に限る）
- ※ 利用調整に当たっては、世帯の利用調整指数を基本として、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査する。
- ※ 上記以外に児童福祉の観点から、特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
- ※ 市区町村民税の対象年度は、利用調整の対象月に係る保育料の算定基礎になる年度とする。なお、未申告での市区町村民税額の確認ができない場合や市外からの転入により、市が税額を確認できない者のうち、市の求めがあったにも関わらず、期日までに市区町村民税額を確認できる書類の提出がない場合は、適用順位Eの基準において最も優先順位の低いものとして審査する。

・調整指数適用の条件の対象であっても、調整指数の加点（減点）に関する書類の提出がない場合、加点の対象とはなりませんので注意してください。

必要書類は吹田市のホームページからダウンロードできます。

# 6 市内施設一覧

## 1. 市内保育所等マップ(令和6年8月1日時点)



## 2. 保育所等施設一覧

		施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考	
ニュータウン地域	公立	1	はぎのきこども園	認定こども園 (幼保連携型)	古江台2-11-4 (6872-1012)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施
		2	認定こども園 佐竹台幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	佐竹台5-12-1 (6871-2234)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		3	南千里保育園	保育所	桃山台1-4-1 (6871-0767)	142	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施
	私立	4	千里ニュータウン こども園	認定こども園 (幼保連携型)	佐竹台2-3-1 (6871-2212)	140	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		5	あやめ保育園	保育所	津雲台4-9-1 (6871-0061)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		6	千里聖愛保育センター	保育所	竹見台1-2-1 (6871-0726)	90	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:30	産休明～	一時預かり事業実施
		7	玉川学園保育園	保育所	高野台4-2-10 (6835-8400)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	
		8	玉川学園高野公園保育園	保育所	高野台1-4-20 (6834-5560)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	
		9	あいの南千里駅前保育園	保育所	佐竹台1-6-1-1 (6170-2422)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		10	藤白台保育園	保育所	藤白台4-8-1 (6831-4500)	149	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		11	万博れんげ保育園	保育所	千里万博公園12-10 (6816-1133)	99	月曜～土曜	7:00～19:00	3か月～	
		12	きたせんのり愛育保育園	保育所	古江台3-9-4 (6836-5711)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		13	(仮称) 藤白台敬愛保育園	保育所	藤白台5-1 25-2 3 (地番) (0796-92-0351)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	令和7年4月1日開所予定 定員については、令和8年度以降 90名。
		14	ハッピータイム	小規模保育事業 (A型)	竹見台3-6-10 1階 (6872-9518)	12	月曜～土曜	7:30～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①保育園千里山キッズ ①②千里敬愛幼稚園 ②あいの南千里駅前保育園 ②千里聖愛保育センター
		15	ふじしろ幼稚園保育部	小規模保育事業 (A型)	藤白台4-9-1 (6872-3248)	12	月曜～金曜	7:30～19:00	1歳児～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②ふじしろ幼稚園
		16	風の保育園	小規模保育事業 (A型)	高野台1-6-3 ロイヤルコート2階 (6155-7594)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	3か月～ 2歳児	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) ①②万博れんげ保育園
		17	光の保育園	小規模保育事業 (A型)	高野台1-6-3 ロイヤルコート2階 (6155-7594)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	3か月～ 2歳児	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) ①②万博れんげ保育園
		18	ぬくもりのおうち保育 古江台園	小規模保育事業 (A型)	古江台5-4-1 (6319-8801)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②(仮称) 藤白台敬愛保育園
山田・千里丘地域	公立	19	認定こども園 山田第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	山田東2-33-3 (6877-5858)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		20	認定こども園 山田第三幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	山田西1-4-1 (6877-4571)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		21	山田保育園	保育所	山田市場19-9 (6878-0223)	111	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	令和7年度に南山田幼稚園と統合 し、②やまだこども園へ移行
		22	やまだこども園	認定こども園 (幼保連携型)	尺谷27-1 (未定)※6	93	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	令和7年度より山田保育園と南山 田幼稚園を統合し、幼保連携型認 定こども園へ移行。
		23	山三保育園	保育所	山田西1-27-15 (6876-4602)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
	私立	24	認定こども園 もみの木千里保育園	認定こども園 (幼保連携型)	山田北5-15 (6876-1550)	120	月曜～金曜 土曜	7:00～20:00 7:00～18:00	産休明～	一時預かり事業実施
		25	認定こども園蓮美幼児学園 千里丘キッズスクール	認定こども園 (幼保連携型)	千里丘北1-3 (6876-4154)	130	月曜～金曜 土曜	7:30～19:30 7:30～18:30	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		26	認定こども園蓮美幼児学園 千里丘北キッズスクール	認定こども園 (幼保連携型)	千里丘北1-1 (6876-8877)	86	月曜～金曜 土曜	7:30～19:30 7:30～18:30	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		27	幼保連携型認定こども園 彩つばさこども園	認定こども園 (幼保連携型)	千里丘北1-14 (6876-0283)	130	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		28	認定こども園 きりん愛育園※3	認定こども園 (幼保連携型)	長野東13-5 (6878-5551)	250	月曜～金曜 土曜	7:00～19:30 7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		29	認定こども園 きりん愛育園分園うさぎ園※3		千里丘下2-7 (6878-5551)	20	月曜～土曜	7:30～19:00	産休明～ 2歳児	
30		千里の丘けいあい保育園	保育所	山田東4-7-31 (6875-0011)	90	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	産休明～		
31		南山田みどり保育園	保育所	長野東26-11 (6876-3713)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)	
32		さくら保育園	保育所	山田南45-10 (6878-4322)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～		
33	さくらんぼ保育園	保育所	山田西1-32-12 (4864-2345)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～			

		施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考
		34 トレジャーキッズ あおばおか保育園	保育所	青葉丘北7-26 (6155-6989)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		35 のんの敬愛保育園	保育所	山田西2-4-3 (6877-8577)	60	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:00	3か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		36 西山田保育園	保育所	山田西2-14-1 (6877-3536)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		37 保育所なかよしキッズ	小規模保育事業 (A型)	山田西1-1-2 (6877-2767)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 8:00～19:00	3か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ②千里幼稚園
		38 フェアリーキッズ保育園 山田西	小規模保育事業 (A型)	山田西 1-36-1-206 (6878-5333)	12	月曜～土曜	7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②うれしい保育園五月が丘 ①②万博れんげ保育園 ①②きたせんり愛育保育園
		39 保育所なかよしフレンズ	小規模保育事業 (A型)	櫻切山2-5 (6877-1234)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 8:00～19:00	3か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ②千里幼稚園
		40 こどもなーと山田保育園	小規模保育事業 (A型)	山田西4-2-70 (6875-5430)	12	月曜～土曜	7:30～18:30	6か月～ 2歳児	
		41 蓮美幼児学園 千里丘プリメール	小規模保育事業 (A型)	千里丘北1-3 (6875-4152)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:30 7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
		42 マリービクシー保育園	小規模保育事業 (A型)	青葉丘北11-21-1階 (6170-5588)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	産休明～ 2歳児	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) 連携施設 ※2 ①②トレジャーキッズあおばおか ①②彩つばさこども園
		43 千里丘いぶき保育園	小規模保育事業 (A型)	千里丘下3-30 (6816-1777)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	
公立		44 認定こども園 千里第二幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	千里山松が丘25-1 (6380-7451)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		45 認定こども園 千里新田こども園	認定こども園 (幼保連携型)	春日4-10-1 (6386-9262)	45	月曜～土曜	7:00～19:00	3歳児～	
		46 千里山保育園	保育所	千里山東2-19-22 (6389-2200)	100	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		47 千三保育園	保育所	千里山西1-12-1 (6386-9178)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
千里山・佐井寺地域 私立		48 認定こども園 南ヶ丘こども園	認定こども園 (幼保連携型)	佐井寺南が丘3-5 (6330-1552)	150	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		49 認定こども園 千里山グレース幼稚園	認定こども園 (幼保連携型)	千里山東2-18-43 (6388-0306)	80	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	1歳児～	保育料とは別に上乗せ徴収あり (詳細は施設にご確認ください)
		50 佐井寺たんぽぽ保育園	保育所	佐井寺2-20-4 (6388-3327)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		51 保育園千里山キッズ	保育所	千里山竹園1-24-12 (6170-3301)	90	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		52 千里山くじら保育園	保育所	千里山虹が丘21-6 (6369-5515)	102	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		53 吹田ポッポたけその保育園	保育所	千里山竹園1-11-2 (6192-8688)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		54 トレジャーキッズ かすが保育園	保育所	春日1-11-10-1 (6170-1666)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		55 うれしい保育園五月が丘	保育所	五月が丘東7-38 (6330-5121)	84	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		56 ちびっこ保育園春日	保育所	春日3-17-1 (6192-1553)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	4か月～	
		57 チャイルドケア Puppyぱびいー	小規模保育事業 (A型)	佐井寺3-21-32 (6330-1650)	15	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	3か月～ 2歳児	
		58 蓮美幼児学園 五月が丘プリメール	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北23-32 千里五月丘ハイツ V番館1階 (4864-4152)	12	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②認定こども園蓮美幼児学園 千里丘北キンダースクール
		59 吹田ポッポ保育園 五月が丘校	小規模保育事業 (A型)	五月が丘南9-8-106 (6387-8170)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	一時預かり事業実施 連携施設 ※2 ①②吹田ポッポひかり保育園 ①②吹田ポッポたけその保育園
		60 けいあいりんピニ五月が丘	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北13-1 (6875-0101)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	2か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②千里の丘けいあい保育園 ①②郡山敬愛幼稚園 ①②彩都敬愛幼稚園 ①②山田敬愛幼稚園
		61 フェアリーキッズ保育園 五月が丘北	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北 3-15-102 (6170-9673)	12	月曜～土曜	7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②うれしい保育園五月が丘 ①②万博れんげ保育園
		62 ちゃいれつく 関大前保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山東1-13-5 カルム千里山II (4860-6921)	19	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～ 2歳児	
		63 ぬくもりのおうち保育 五月が丘園	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北1-17エック ル五月が丘201 (6877-4188)	12	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②うれしい保育園五月が丘
		64 千里山アゼリア保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山東2-22-14 (6339-3023)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	4か月～ 2歳児	
		65 駅前アゼリア保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山霧が丘22-1 Bivi千里山3階 (6388-0088)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	4か月～ 2歳児	
		66 千里山くじら小規模保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山高塚3-4 (6170-9117)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②千里山くじら保育園

		施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考			
片山・岸部地域	公立	67	認定こども園 岸部第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	岸部中2-19-1 (6389-2623)	36	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	令和9年度にことぶき保育園と統合し、幼保連携型認定こども園へ移行予定		
		68	ことぶき保育園	保育所	岸部中2-2-1 (6388-4411)	105	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	令和9年度に岸部第一幼稚園と統合し、幼保連携型認定こども園へ移行予定		
		69	片山保育園	保育所	出口町32-1 (6380-9558)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～			
	私立	70	認定こども園 旭ヶ丘学園※4	認定こども園 (幼保連携型)	朝日が丘町1-5 (6388-0619)	262	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～			
		71	認定こども園 旭ヶ丘学園千一分室 (0～1歳児のみ)※4		片山町4-34-11 (6190-8701)	27	月曜～金曜 土曜	7:00～18:00				
		72	認定こども園 千里山やまて学園	認定こども園 (幼保連携型)	山手町2-17-22 (6388-1821)	117	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～			
		73	あびにょん保育園	保育所	岸部北5-45-1 (6878-0008)	140	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～			
		74	岸部敬愛保育園	保育所	岸部中3-19-19 (6387-2320)	90	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	3か月～			
		75	マーヤ敬愛保育園	保育所	岸部北1-15-8 (6378-0808)	90	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	3か月～			
		76	Gakkenほいくえん 吹田SST	保育所	岸部中5-2-3 (6155-8201)	60	月曜～金曜 土曜	7:00～19:30 7:00～18:00	産休明～			
		77	岸部保育園	保育所	岸部北2-2-2 (6389-2838)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)		
		78	岸辺サンフレンズ保育園	小規模保育事業 (A型)	岸部新町5-45 (4798-5107)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～ 2歳児	一時預かり事業実施		
		79	アートチャイルドケア 吹田けんてと保育園	小規模保育事業 (A型)	岸部新町3-33-2F (6155-6567)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	産休明～ 2歳児			
		80	やまてようちえん やまてっこ	事業所内保育事業 (保育所型)	山手町1-18-10 (6155-7970)	20 ※5	月曜～土曜	7:45～18:45	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②山手幼稚園		
		81	地方独立行政法人 市立 吹田市民病院院内保育所	事業所内保育事業 (保育所型)	岸部新町5-7 (6387-7601)	10 ※5	月曜～土曜	7:00～20:00	2か月～ 2歳児			
		豊津・江坂・南吹田地域	公立	82	認定こども園 吹田南幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	南金田1-4-16 (6386-2677)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
				83	認定こども園 豊津第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	江坂町1-15-42 (6384-8301)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
				84	認定こども園 江坂大池こども園	認定こども園 (幼保連携型)	江坂町3-13-1 (6386-9226)	45	月曜～土曜	7:00～19:00	3歳児～	
				85	垂水保育園	保育所	垂水町1-6-9 (6386-2974)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
86	いすみ保育園			保育所	泉町2-11-43 (6388-6088)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～			
87	いすみ小規模園			小規模保育事業 (A型)	泉町2-11-43 (7670-6388)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	1歳児～ 2歳児	一時預かり事業実施 連携施設 ※2 ①②いすみ保育園		
88	認定こども園 かんらんこども園			認定こども園 (幼保連携型)	南金田2-18-7 (6384-5820)	228	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～			
私立	89		吹田くすのきこども園	認定こども園 (幼保連携型)	南吹田5-20-7 (6170-5001)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	一時預かり事業実施		
	90		双葉保育園	保育所	江坂町3-12-16 (6338-5115)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施		
	91		稲荷学園	保育所	豊津町38-1 (6384-4038)	180	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～			
	92		トレジャーキッズ えのき保育園	保育所	江の木町14-10 (6155-8825)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)		
	93		吹田ポッポひかり保育園	保育所	江坂町15-17-3 (6190-7511)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)		
	94		南保育園	保育所	穂波町15-30 (6386-3900)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)		
95	トレジャーキッズそめいの 保育園	保育所	江坂町2-26-5 (6318-5200)	100	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)				
96	あすなろ共同保育所	小規模保育事業 (A型)	泉町1-8-7 (6385-6225)	18	月曜～土曜	7:30～18:30	産休明～ 2歳児					
97	吹田ポッポ保育園 江坂校	小規模保育事業 (A型)	江の木町13-9-1C (6380-7500)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①吹田くすのきこども園 ②トレジャーキッズえのき保育園 ③吹田ポッポひかり保育園				
98	吹田ポッポ保育園 第2江坂校(ほぶら園)	小規模保育事業 (A型)	広芝町10-19 (6389-2600)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②吹田くすのきこども園 ③吹田ポッポひかり保育園				
99	吹田ポッポ保育園 第3江坂校(かえて園)	小規模保育事業 (A型)	広芝町10-19 (6389-2630)	12	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①吹田くすのきこども園 ②吹田ポッポひかり保育園 ③吹田ポッポたけその保育園				

		施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考
		100 くじら保育園吹田豊津園	小規模保育事業 (A型)	垂水町1-28-8 (6170-1308)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①千里山くじら保育園
		101 くじら保育園豊津東園	小規模保育事業 (A型)	泉町5-11-12 リーサイド豊津4階 (6170-1004)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①千里山くじら保育園
		102 ちゃいれっく江坂保育園	小規模保育事業 (A型)	豊津町17-5 1階 (6155-9146)	19	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～ 2歳児	
		103 保育園ハイタッチキッズ	小規模保育事業 (A型)	垂水町2-21-29 フラネット江坂1階 (6192-8787)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	3か月～ 2歳児	
		104 小規模園 第1ニューリース	小規模保育事業 (A型)	南吹田2-3-24 (6105-9525)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	4か月～ 2歳児	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) 連携施設 ※2 ①②吹田くすのきこども園
		105 小規模園 第2ニューリース	小規模保育事業 (A型)	南吹田2-3-24 (6105-9526)	12	月曜～土曜	7:30～19:00	4か月～ 2歳児	一時預かり事業実施 連携施設 ※2 ①②吹田くすのきこども園
		106 保育ルーム G-days	小規模保育事業 (A型)	江坂町1-21-39 土泰第1ビル2階 (6338-0688)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	3か月～ 2歳児	
		107 のびっこ江坂北園	小規模保育事業 (A型)	江坂町5-14-14 (6170-4188)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	
		108 じぶんみらい保育園 吹田垂水	小規模保育事業 (A型)	垂水町1-41-7 (6310-0715)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	4か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②トレジャーキッズそめのい保 育園
		109 つなげる保育江坂園	事業所内保育事業 (小規模A型)	広芝町10-25 第2池上ビル1階 (6190-2211)	10 ※5	月曜～土曜	8:00～19:00	6か月～ 2歳児	
JR以南地域	公立	110 認定こども園 吹田第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	元町30-44 (6381-0049)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		111 東保育園	保育所	南正雀4-1-1 (6382-7010)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		112 吹一保育園	保育所	内本町1-23-28 (6382-7782)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		113 吹六保育園	保育所	南清和園町40-31 (6319-0237)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
	私立	114 認定こども園 もみの木保育園	認定こども園 (幼保連携型)	東御旅町5-53 (6382-5076)	60	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	
		115 こばと保育園	保育所	高城町20-6 (6383-2640)	120	月曜～金曜 土曜	7:00～22:00 7:00～18:30	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		116 吹田どんぐり保育園	保育所	昭和町8-24 (6381-5331)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		117 吹田保育園	保育所	昭和町24-1 (6381-1782)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		118 エルエルキッズ! ナチュラル	小規模保育事業 (A型)	寿町1-3-14 (4860-1725)	15	月曜～土曜	7:30～18:30	3か月～ 2歳児	
		119 ライフライト	小規模保育事業 (A型)	寿町1-3-19 (4860-0271)	18	月曜～土曜	7:30～18:30	3か月～ 2歳児	
		120 こばとっこ保育園	小規模保育事業 (A型)	高城町20-17 (6382-3200)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	産休明～ 2歳児	一時預かり事業実施 連携施設 ※2 ①こばと保育園

◇ 在住地域にかかわらず、全ての地域の保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に申込できます。

◇ 開所時間は、変更になることがあります。

◇ 小規模保育事業・事業所内保育事業の受入対象は0歳児～2歳児クラスの児童までです。

◇ 各施設により受入月齢が異なりますので注意してください。

※1 保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業の延長保育料については、各施設へ問い合わせてください。

※2 小規模保育事業・事業所内保育事業の連携施設とは、①「保育内容の支援」及び②「卒園後の受け皿」の役割を担う施設です。

※3 認定こども園きりん愛育園、認定こども園きりん愛育園分園うさぎ園の申込はそれぞれ別の希望施設として受付します。

※4 認定こども園旭ヶ丘学園、認定こども園旭ヶ丘学園千一分室の申込は、それぞれ別の希望施設として受付します。

なお、認定こども園旭ヶ丘学園千一分室は2歳児への進級の際に認定こども園旭ヶ丘学園での受入になります。

※5 事業所内保育事業の定員については、地域枠(当該事業所の従業員以外の児童)の定員を記載しています。

※6 やまだこども園は新設園となりますので、令和6年度中のやまだこども園に関するお問い合わせは、山田保育園(6878-0223)までお願いします